

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

雇用失業情勢の悪化の影響として、派遣労働者や契約社員の雇止めなどの雇用調整の動きが拡大する中で、雇用保険制度のセーフティネット機能を強化することが必要であるとともに、雇用失業情勢の悪化等の影響を深刻に受ける者等への支援を重点的に強化し、安定した雇用に向けて、早期再就職をより一層促進することが緊急の課題となっている。

そのため、(1) 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化、(2) 再就職が困難な場合の支援の強化、(3) 安定した再就職へのインセンティブの強化、(4) 育児休業給付の見直し及び(5) 雇用保険料率の引下げを行うこと等を内容とする雇用保険法等の改正を本年3月31日より行うこととしたものである。

I 概要

1 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

(1) 受給資格要件の緩和

有期労働契約が更新されなかったことによる離職者等については、解雇・倒産等の場合と同様に、6か月の被保険者期間で受給資格を得られるようになる。

(2) 給付日数の暫定的な充実

有期労働契約が更新されなかったことによる離職者等の給付日数を解雇・倒産等による離職者並に充実する。（3年間の暫定措置）

○ 適用基準の見直し（要領、適用日：平成21年4月1日）

短時間労働者についての雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」について、「6か月以上雇用見込み」に緩和する。（別紙参照）

2 再就職が困難な場合の支援の強化

(1) 給付日数の延長

離職者の年齢や雇用失業情勢の地域差等を考慮し、特に再就職が困難な場合について給付日数を延長する。（3年間の暫定措置）

対象者

解雇・倒産等により離職した特定受給者もしくは雇止めにより離職した有期雇用者のうち、①～③のいずれかに該当する者

① 45歳未満の求職者

② 雇用情勢が厳しい地域として厚生労働大臣が定める地域の求職者（省

令)

- ③ 公共職業安定所長が、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者（省令）

延長日数

60日（ただし、被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には、30日）

3 安定した再就職へのインセンティブの強化

(1) 再就職手当の受給要件の緩和及び給付率の引き上げ等

- ① **再就職手当**（所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上残して早期に安定的な職業に再就職した場合、支給残日数の30%に基本手当日額を乗じた額の一部金を支給）について、受給要件を緩和するとともに、給付率を引き上げる。（3年間の暫定措置）

〈現 行〉 残日数が $\left(\begin{array}{c} \text{「1/3以上」} \\ \text{かつ} \\ \text{「45日以上」} \end{array} \right) \rightarrow \text{残日数} \times \text{日額} \times 30\%$

〈暫定措置〉 残日数が 「1/3以上」 \rightarrow 残日数 \times 日額 \times 40%
残日数が 「2/3以上」 \rightarrow 残日数 \times 日額 \times 50%

- ② **常用就職支度手当**（身体障害者その他就職が困難な者が安定的な職業に再就職した場合、支給残日数の30%に基本手当日額を乗じた一部金を支給）についても、「40歳未満の者」を支給対象に加え、給付率を40%に引き上げる。（省令）（3年間の暫定措置）

(2) 職業訓練に必要な諸般の負担軽減（省令）

職業訓練を受講する者に対し、受講手当の額を引き上げる。（日額500円 \rightarrow 700円）（3年間の暫定措置）

4 育児休業給付の見直し

(1) 育児休業給付金と育児休業者職場復帰給付金の統合

育児休業期間中に、休業開始時の30%相当額を支給する**育児休業給付金**と職場復帰後6か月経過した場合、休業開始時賃金の10%（平成22年3月31日までの暫定期間は、20%）を一時金で支給する**育児休業者職場復帰給付金**を統合し、全額を育児休業期間中に支給する。

- (2) 平成22年3月31日に暫定措置の期限が到来する育児休業者職場復帰給付金の給付率の引上げの暫定措置を育児休業給付金に係る暫定措置とし、当分の間、延長する。（この措置により、統合後の給付率は50%）
- 5 雇用保険料率の引下げ（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正）
平成21年度の失業等給付に係る雇用保険料率を暫定的に0.4%引き下げる。
- 6 雇用保険法に準じた船員保険法の改正
1（1）（2）、2、3（1）①、及び5（※）について、雇用保険法に準じて、船員保険法を改正する。
※ 失業等給付に係る船員保険（失業部門）の保険料率（被保険者負担分0.5%、船舶所有者負担分0.7%）を被保険者負担分について、0.1%引下げ（被保険者負担分0.5%→0.4%）

II 施行期日

平成21年3月31日（4については、平成22年4月1日）

適用基準の見直しについて

短時間就労者の場合、以下の「6か月以上の雇用が見込まれる」基準に該当すれば、雇用保険の被保険者として取り扱う。

期間の定めがなく雇用される場合



6か月以上の期間を定めて雇用される場合

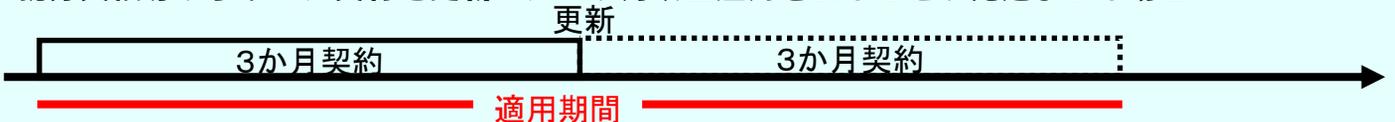


短期の期間（6か月未満）を定めて雇用される場合

○ 雇用契約において更新規定がある場合



○ 雇入れの目的、当該事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者の過去の就労実績等からみて、契約を更新し、6か月以上雇用されることが見込まれる場合



○ 雇入れ後6か月以上引き続き雇用された場合（その後の6か月間において離職することが確実である場合を除く）

